

児童手当

対象者 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

支給額	児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
	3歳未満	一律15,000円
	3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
	中学生	一律10,000円

- ※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給します。
- ※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育をしている児童のうち、3番目以降をいいます。
- ※所得制限については下表をご覧ください。

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

- (注)
1. 所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)または老人扶養親族がいる方の限度額(所得額ベース)は、上記の額に当該同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
 2. 扶養親族数の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

支給時期 原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までが支給されます。
例) 6月の支給日には、2~5月分が支給されます。

手続き 申請した月の翌月分から支給されます。

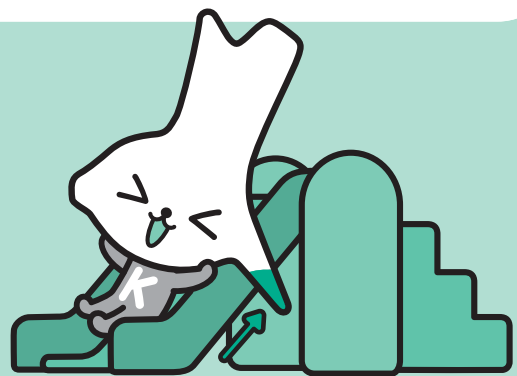
※ただし、申請日が誕生日・転出予定日の翌月になった場合でも、誕生日・転出予定日の翌日から15日以内に申請すれば、申請した月から支給されます。

手続きに必要なもの

- 印鑑(請求者本人以外の方が手続きをする場合)
- 請求者名義の金融機関等の通帳
- 請求者及び配偶者のマイナンバーのわかるもの

※その他、必要に応じて提出する書類があります。
※公務員の方は勤務先に申請してください。

問合せ先 こども福祉課 TEL 0299-90-1205



©Kamisu city